

2019年度 事業報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日)



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

第1 事業実施の背景

2019年の全国の難民申請者数は、1万375人で前年比1%減であり、難民認定者数は、44人で前年比2人増であった。他方、不認定処分の数は半減し、2019年末時点で約2万9千人が難民申請中と、難民申請の決定を待っている未済件数は高水準のままであり、手続きの長期化が解消される見通しは立っていない。また、未済件数が多数残っているため、難民認定率は前年と比べて0.9%と倍増したが、それでも尚1%以下に留まっている。さらに、難民申請後の在留期間に関する運用が変更された影響により、就労できない期間や健康保険に加入できない期間が長期化したこと、不安定な法的な地位や生活環境に置かれる者は増加し、困窮した難民申請者の窮状が悪化傾向にある。加えて、難民申請者の収容の長期化問題が悪化し、餓死者が出る異常事態に陥った。それにもかかわらず、法務大臣は「収容・送還に関する専門部会」を開催し、ノン・ルフルマン原則の例外や送還拒否と仮放免中の逃亡への罰則規定を創設する等の深刻な法改正が見込まれ、更なる状況の悪化が懸念される。そして、難民認定を受けたり、人道配慮による在留許可を受けたりし法的な地位が安定した者であっても、長期化した難民申請中の不安定な地位や困窮化の影響により、その後の定住においても困難に直面している。

名古屋出入国在留管理局は、関東地域を管轄する東京出入国在留管理局の次に申請者が多い。名古屋出入国在留管理局の管轄区域では、全国の難民申請者数の20%から30%を占める、5千人～7千500人の難民申請者が生活していると推計される。

当法人は、自国を離れざるを得ない状況に置かれ、逃れた先の日本でも過酷な状況を強いられている東海地域の難民・難民申請者が法的に保護され、安定して自立した生活を送る為の環境づくりの向上と、日本社会における基本的人権の尊重、外国人との共生の増進に寄与することを目的とし、難民支援活動を行った。

第2 事業の実施に関する事項（当法人は、特定非営利活動に係る事業のみ実施）

1 難民、難民申請者への支援事業

(1) 事業内容

2019年度は、難民や難民申請者に対して、川口法律事務所会議室や協力団体、名古屋出入国在留管理局での面会において相談に乗り、彼らが主体的に生きることができ

るよう支援（ケースワーク）を行った。相談者数は、新規で 99 人、継続相談件数は、1,000 件以上であった。相談は、直接の面談による相談に加え、電話やメールで相談に応じた。また、難民申請者の中には、日本の電話番号を持っていないが母国で使用していたスマートフォンを利用してインターネットアクセスがある場所であれば連絡を取れる場合が多いため WhatsApp や Viber、imo や LINE といった複数のインターネット電話アプリケーションのチャンネルを用意して相談に乗った。新規相談者の国籍は 22 カ国に亘り、国籍別の上位の国から順に、スリランカ 29 人、ウガンダ 13 人、イラン及びトルコが各 7 人、ナイジェリア、ネパール及びフィリピンが各 5 人、インドネシア、ガーナ、シリア及びパキスタンが各 3 人、アフガニスタン、セネガル、バングラデシュ、ミャンマー及び中国が各 2 人、イエメン、カメルーン、コンゴ民主共和国、タジキスタン、ブルキナファソ及びペルーが各 1 人であった。相談者らが、当法人を知ったきっかけは、以前の相談者からの紹介、難民・難民申請者本人やその支援者によるインターネット検索の他、中部地域や関東・関西・九州の他の団体からの紹介等があった。

法律面の支援では、支援の質の向上を図るため、月に 1 回のペースで専門家を交えた事案検討会議を開催し、追加で聴き取りが必要な事項、難民の出身国情勢やそれを踏まえた迫害の危険性、追加で必要な証拠書類を整理し、フォローアップのケースワークを行うことにより、当法人に相談があり支援をした 7 人が難民として認定されたことは、大きな実績となった。

生活面の支援では、相談内容として、食（例：食べるものが）、医療（例：保険に入っていないが、体調が悪いので病院に行きたい）、住居（例：住むところがない、家主とコミュニケーションがとれない）、職（例：就職先が見つからない、就労先でトラブルがある）、出産・子育て（例：妊娠したが住民票がなくても母子手帳をもらえるのか、保育園に申し込みたい）、行政等の手続（例：市役所から書類が来たが、何が書いてあるのか分からず、銀行口座を開設したい）、生活費（例：貯金が底をついたが、就労資格がなく頼れる人もいないため困窮している）、生活のトラブル（例：自動車事故を起こした、人間関係でトラブルがある）、教育（例：日本語を学びたい、日本で大学に行きたい）等、多岐に亘った。相談内容に応じて何度も面談を重ね、内部でも調査や、検討を行い、外部に協力を仰ぎながらケースワークを行った。ケースワークの方法として、すべて与える支援ではなく、当事者に寄り添いつつも難民の方ひとり一人が持つ力を引き出しながら生活支援をすることを心がけた。

2019 年度は、難民であるが故に同胞を頼ることが出来ず、また日本においても言葉の問題などから孤立しがちな難民申請者等が、気軽に立ち寄り、同じ立場の人と交流したり、相談員に相談したりできることで、孤立を防止し、人とのつながりをつくり、自己肯定感を高めることができること、また、難民申請手続に関して相談することができる場づくりを目的とし、居場所づくり事業を開始した。月 3~4 回の頻度で名古屋駅付近のアクセスの良い場所を借り、難民申請を準備する、難民申請の立証資料の

ための出身国情情報をインターネットで調べる、陳述書を作成する等、難民申請手続の準備をしたり、脆弱性の高いシングルマザーや子連れの難民申請者も気軽に立ち寄り、情報交換をしたり、相談したりすることが出来る場をつくり、さらには、ボランティアの協力を得て、日本語学習や軽い運動（ストレッチ）等を行った。居場所づくりにおいて、複数の難民申請者が集まり、また国籍も重複するなか、参加者の安全・安心を確保するため、国籍や名前、難民申請の理由などプライバシーにかかわることはお互いに質問しないこと、希望があれば、居場所において通称名を使用できるなど、ルールを設けた。また、ボランティアの方にも、事前に守秘義務などの確認事項に同意いただぐのみならず、居場所でのルールを設ける理由を説明し、ストレッチや日本語学習の活動や会話のなかで、参加者の名前や出身国などを聞かないなど、関係者全員で安心して参加できる居場所づくりを心掛けた。

(2) 実施日時

2019年4月1日～2020年3月31日の主に平日10時～18時

(3) 実施場所

当法人や他団体の事務所、難民等の緊急宿泊施設、病院、役所、名古屋出入国在留管理局の収容施設、名古屋駅付近の貸し会議室等

(4) 従事者

主に当法人スタッフ3人、ボランティア・インターン15人、当法人役員

(5) 対象者

新規相談99人、継続案件の電話でのケースワークを含めた支援1,000件以上

(6) 費用

7,268,243円（通信運搬費、賃借料、交通費、謝金、業務委託費、印刷製本費、消耗品費、租税公課、支払手数料）

2 難民問題についての理解を促進する事業

(1) 事業内容

日本に逃れてきた難民・難民申請者らは、日本社会で暮らしているため、世間一般からの理解・協力が不可欠である。このため、様々なアプローチから、難民の理解促進活動に取り組んだ。

直接的に難民をテーマとした催しとしては、難民理解講座の開催に加え、新規で難民について包括的に学んで考える1日講座「難民応援DAN養成講座」を開催した。その他、間接的な切り口から難民への理解を促進する目的で、難民の出身国の料理を教わり一緒に食べながら交流する料理教室、難民の出身国の言語を学ぶ教室、スポーツを通して難民と交流するイベント、地域に暮らす難民の生活を体験するスタディツアーや開催した。

(2) 開催日時、実施場所等

(あ) 難民の出身国ウガンダ料理教室

- ・日時：2019年4月13日（土）11時～14時
- ・場所：コープあいち本山 生協生活文化会館 調理室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：12人

(い) 難民と市民のスポーツ交流会

- ・日時：2019年5月11日（土）10時～12時
- ・場所：名城公園
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：15人

(う) 世界難民の日記念イベント

（難民の出身国4か国の料理及び難民の方と当法人スタッフのトークショー）

- ・日時：2019年6月22日（土）17時～19時
- ・場所：コープあいち本山 生協生活文化会館 会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：35人

(え) 難民の出身国の言語教室

- ・日程：2019年7月29日、8月26日、9月30日、10月21日
- ・場所：名古屋国際センター 展示室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：15人（子ども）

(お) 日帰りスタディツアービルマ水かけ祭り

- ・日時：2019年8月4日（日）11時～13時
- ・場所：鶴舞公園
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：6人

(か) 日帰りスタディツアーネパール

- ・日時：2019年8月21日（水）10時半～16時
- ・場所：愛知県豊川市のネパール料理店
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：12人

(き) 難民理解講座-拡大版-

（日本の難民受入れは、この20年間でどう変わったか）

- ・日時：2019年8月23日（金）18時半～20時半
- ・場所：名古屋国際センター 研修室
- ・従事者：当法人（主催）

- ・参加者：30人

(く) 難民理解講座

(難民認定申請書作成のポイント～セルフヘルプキットを用いて)

- ・日時：2019年9月28日（土）10時～11時半
- ・場所：川口法律事務所 会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：8人

(け) 難民理解講座

(陳述書作成のポイント～セルフヘルプキットを用いて)

- ・日時：2019年10月5日（土）10時～11時半
- ・場所：川口法律事務所 会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：9人

(こ) 難民と市民のスポーツ交流会

- ・日時：2019年10月19日（土）10時～12時
- ・場所：名城公園
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：16人

(さ) 難民の出身国リビア料理教室

- ・日時：2019年12月7日（土）11時～14時
- ・場所：コーポあいち本山 生協生活文化会館 調理室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：13人

(し) 難民の出身国の言語教室

- ・日程：2019年12月16日、2020年1月20日、2月17日
- ・場所：名古屋国際センター 展示室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：10人（子ども）

(す) 難民応援DAN養成講座

- ・日時：2020年1月25日（土）10時～16時
- ・場所：日本陶磁器センタービル 大会議室
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：27人

(せ) 他団体主催の会や教育機関での講演等

- ・日程、場所及び内容：依頼に応じて以下の通り実施

① 他団体主催のイベントでの講演

- ・2019年9月5日、ウィルあいち

公益財団法人あいち男女共同参画財団／あいち国際女性映画祭 2019 運営委員会主催「あいち国際女性映画祭 2019」 あいち国際女性映画祭／当法人共同企画 シンポジウム「日本の難民支援について考えよう」

- ・2019年10月14日、名古屋国際センター ホール

国連 UNHCR 協会主催「UNHCR WILL2LIVW 映画祭 2019」シンポジウム「東海地域の難民と名古屋難民支援室」

- ・2019年11月8日、名古屋国際センター 研修室

IPAA（外国人入管手続研究会）主催「難民研修会」講演／全国難民弁護団連絡会議と当法人が講師「日本での難民支援」

- ・2020年1月12日、LUSH 名古屋パルコ店

LUSH 主催「チャリティパーティー」店頭にて日本に暮らす難民についての理解促進活動を実施

- ・2020年1月18日、鳥取県立人権ひろば 21 ふらっと

難民支援団体ピースバード及び鳥取人権文化センター主催「日本で難民として生きる」

② 教育機関での出張授業等

・2019年6月7日、名東高校、出張授業「NPO 法人とは NPO 法人名古屋難民支援室の事例から考える」

- ・2019年6月10日、愛知県立大学、出張授業「日本に暮らす難民」

・2019年6月21日、中京大学（法実践講義Ⅱ-1）、ワークショップ「日本に逃れてきた難民を体験」及び出張授業「日本に暮らす難民」

- ・2019年6月24日、関高校、講演「日本における難民支援」

・2019年7月10日、中京大学（平和論）、出張授業「日本に暮らす難民」

- ・2019年9月から2020年3月、愛知県立大学、難民理解促進の動画作成

・2019年11月27日、名古屋学院大学、出張授業「日本に逃れてきた難民～東海地域に暮らす難民の事例から考える～」

・2019年12月13日、名古屋大学、出張授業「日本の難民認定をめぐる状況～特に東海地方を中心に～」

・2020年1月7日、光が丘女子高校、出張講義「日本に逃れてくる難民」、ワークショップ「共感&自分にできること」

- ・従事者：当法人スタッフ3人、ボランティア

- ・参加者：一般市民、学生等

(そ) メディア掲載

- ・2019年5月1日、朝日新聞「窮地の外国人に寄り添う」

・2020年3月、中日メディアブレーン・ローズ240号「じもとと共に 第三回 難民の存在まず知って」

- ・その他、日本国内の難民に関する報道多数

(た) ボランティア・インターの活躍

- ・日時：期間中適宜
- ・内容：個別支援、イベント、広報、翻訳、調査等のボランティア
- ・場所：各イベント会場、川口法律事務所、在宅

(3) 従事者

主に当法人スタッフ 3 人、ボランティア・インター 20 人、当法人運営委員及び役員

(4) 費用

3,763,768 円（印刷製本費、謝金、業務委託費、交通費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、新聞図書費、支払手数料、保険料）

3 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

(1) 事業内容

他地域の団体との連携に関しては、難民支援団体のネットワーク団体である「なんみんフォーラム(FRJ)」の加盟団体として、難民申請者に対する公的支援である外務省の「保護費」について、当法人のスタッフが国会議員への働きかけや外務省との勉強会、海外講師との勉強会等を行った他、「収容代替措置(ATD)」の会議や、法務省・日弁連と FRJ の「三者協議会」にもメンバーとして参加した。また、九州の難民支援団体や出入国在留管理局を訪問し、他地域の難民・難民申請者の現状を確認とともに、支援者らとの関係を構築することができた。

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

(3) 実施場所

日本全国各地、特に名古屋地域

(4) 従事者

主に当法人スタッフ 3 人

(5) 費用

1,446,835 円（旅費交通費、印刷製本費、業務委託費、諸会費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、支払手数料）

第3 会議の開催に関する事項

1 通常総会

(1) 開催日時及び場所

2019年5月24日 18時～19時 川口法律事務所

(2) 議題

第1号議案 2018年度事業報告承認の件

第2号議案 2018年度決算報告承認の件

第3号議案 2019年度事業計画承認の件

第4号議案 2019年度予算承認の件

2 理事会

(1) 開催日時及び場所

2019年4月26日18時～19時、同年9月27日18時～19時、同年10月25日18

時～19時、2020年1月24日18時～19時、同年3月30日18時～19時45分

いずれも川口法律事務所

(2) 議題

事業内容の進捗報告及び議論、事業計画及び予算の変更、事務局の組織及び運営等

[了]